



土管第267号
令和3年3月31日

各発注機関の長様

土木管理課長

現場代理人の兼務の取扱いの延長について（通知）

道路、河川・砂防等の重要インフラの機能強化等を進める「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に引き続き「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和3年度から令和7年度に実施されることになりました。このことによる不調を防止するため、「現場代理人の兼務の取扱いの改正について（通知）」（令和元年7月24日付け土管第828号）を下記のとおりとしますので、適切な運用をお願いいたします。

記

1 通知中「令和2年度まで」としているところ、「令和3年度」までに延長する。

2 施行日

令和3年4月1日から施行し、施行日において現に契約中の工事における現場代理人がその他の工事の現場代理人と兼務する場合も改正後の取扱いによるものとする。

【担当】

土木管理課

建設産業・人材支援室

TEL：0776-20-0470

（内線 3332）